

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	8	府省庁名 農林水産省	
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例の延長		
要望内容 (概要)	<p>〈特例措置の内容〉</p> <p>① 経営所得安定対策等の交付金を交付された農業者（青色申告を行う認定農業者等）が、経営改善計画等に従って、農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を必要経費（損金）に算入することができる。</p> <p>② 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該年（事業年度）分の事業所得（所得）に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、必要経費（損金）に算入することができる。</p> <p>本制度は、平成30年3月31日が適用期限となっている。</p> <p>〈要望の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限（H30.3.31）の2年延長 		
関係条文	所得税（措特法第24条の2及び24条の3） 法人税（租特法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65）		
減収見込額	[初年度] - (▲7,770) [平年度] - (▲7,770) [改正増減収額] -	(単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の農業・農村は、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増大等、危機的な状況にあり、国民への食料の安定供給を確保するには、効率的かつ安定的な経営が大宗を占める農業構造を実現することが不可欠である。</p> <p>このためには、意欲と能力のある農業者が、将来にわたって農業を継続し、経営の規模拡大や経営の効率化等の経営発展に取り組める環境を整備することなどにより、競争力のある経営体を育成・確保することが重要である。</p> <p>経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた担い手に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基礎を強化するための農業用固定資産等への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「食料・農業・農村基本計画（平成27年3月閣議決定）」第3の2においては、農業が持続的に発展し、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮という役割を十分に発揮していくためには、生産性と収益性が高く、中長期的かつ継続的な発展性を有する、効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営）を育成し、こうした農業経営が、農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが必要であるとしている。</p> <p>「効率的かつ安定的な経営」を実現するためには、計画的に規模拡大等の経営改善を行う必要がある。経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業機械等の導入には、多額の投資を要することから、その投資額を蓄積する必要がある。</p> <p>一方、経営所得安定対策等の農業経営の安定を図ること等を目的とした交付金は、米、麦・大豆等を生産する土地利用型農業を行う農家が、一定の所得を確保することを目的としたものであることから、その用途は制限されていない。</p> <p>このため、これらの交付金の交付を受けたことによって生じた所得を、更に、農業経営の基盤強化のための農地や農業用機械等の農業用固定資産の取得に活用されるよう誘導するためには、税制度による本特例措置の適用が必要不可欠である。</p>		
ページ		8	— 1

本要望に
対応する
縮減案

ページ

8 — 2

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等</p> <p>農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大といった大きな節目を迎える中で、農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、農業の構造改革を加速化することが必要である。</p> <p>このため、都道府県ごとに整備される農地中間管理機構を通じた利用権設定と相まって、農業経営基盤強化準備金制度を活用した農用地や規模拡大に資する固定資産の取得を促進することにより、農業経営の改善を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速化する。</p>
	政策の達成目標	<p><施策名> 担い手の育成・確保</p> <p>農地中間管理機構を通じた利用権設定と相まって、農業経営基盤強化準備金制度を活用した農用地の取得や農業用建物など規模拡大にかかせない固定資産の取得を促進することにより、担い手への農地集積・集約化を加速化するとともに、経営マインドを持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズに対応する「チャレンジする農業経営者」を後押しすることで担い手の育成・確保を推進することにより、経営感覚が豊かな経営体が大宗を占める強い農業を実現する。</p> <p><達成目標> 平成35年度において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とする。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	適用期限は平成30年3月31日までであり、2年間の期間延長。
	同上の期間中の達成目標	<p>平成35年度において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とする。</p> <p><平成30年度目標値> 担い手が利用する農地面積を1年間で14万ha増加させる。</p>
	政策目標の達成状況	担い手が利用する農地面積の割合 54.0% (平成28年度)
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>(平成30年度見込み)</p> <p>対象者数 104,329 経営体 (個人 85,798 法人 18,531)</p> <p>適用者数 15,239 経営体 (個人 9,578 法人 5,661)</p>
	ページ	8 — 3

(平成28年度末ベース)

○ 本措置を活用した農地等の取得計画と実績

(1) 固定資産の取得計画（農業経営改善計画）（平成27年度）

農用地 8,445ha 160億円
 農業用機械等 6,443台 267億円

計 427億円

(2) 準備金による固定資産の取得実績の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	278年度
農地面積	5,204ha	5,611ha	5,191ha	5,331ha	6,123ha
(取得価格)	129億円	136億円	118億円	137億円	144億円
農業用機械等	5,587台	6,282台	5,236台	4,942台	5,722台
(取得価格)	209億円	241億円	201億円	175億円	220億円

	29年度 (推計)	30年度 (推計)
農地面積	6,178ha	6,178ha
(取得価格)	145億円	145億円
農業用機械等	5,773台	5,773台
(取得価格)	222億円	222億円

本措置は19年度に創設したものであり、準備金による固定資産の取得実績に多少の増減はありつつも取得実績が伸びている。30年度以降も対象交付金の増減などに影響を受けながら、担い手の農用地取得等に貢献していくものと見込まれる。

- (3) 今後の準備金活用計画 837億円
 (4) 準備金積立残高 642億円
 (5) 今後の積立等必要額 195億円

(注) (1)~(4)の28年度までの実績値は、農政局等を通じて毎年度行っている税制特例適用実績調査による。

要望の措置の
 効果見込み
 (手段としての
 有効性)

当該要望項目
 以外の税制上の
 支援措置

なし

予算上の措置等
 の要求内容
 及び金額

準備金制度の対象となる交付金

経営所得安定対策等 (30年度要求) (29年度)
 8,104億円 6,559億円

上記の予算上
 の措置等と
 要望項目との
 関係

経営所得安定対策等の交付金は、我が国の生産条件と諸外国の生産条件の格差から生ずる不利を補正すること等を目的とした交付金の交付を受けた担い手が、農業経営基盤強化促進法に基づく経営改善計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合や、積み立てた交付金を取り崩して対象資産を取得する場合に、特例措置を講じるものである。

要望の措置の
 妥当性

本特例措置は、これらの交付金を、担い手の主体的な経営判断により、計画的な経営規模の拡大や経営の効率化など農業経営発展のために投資することを支援するものであり、農業生産の基盤整備を推進するために極めて有効な手法である。
 また、本措置は非課税措置ではなく、課税の繰り延べであることから必要最小限の措置である。

相当性

税負担軽減措置等の適用実績	平成 24 年度	対象者数	適用件数	減税額
	個人	89,730 人	12,638 件	8,016 百万円
	法人等	(76,010)	(9,103)	(4,599)
	平成 25 年度	88,685 人	11,984 件	7,512 百万円
	個人	(74,323)	(8,239)	(4,133)
	法人等	(14,362)	(3,745)	(3,378)
	平成 26 年度	94,742 人	9,703 件	6,120 百万円
	個人	(79,423)	(6,503)	(3,329)
	法人等	(15,319)	(3,200)	(2,791)
	平成 27 年度	95,305 人	13,072 件	8,948 百万円
	個人	(79,124)	(8,943)	(5,020)
	法人等	(16,181)	(4,129)	(3,928)
平成 28 年度	102,580 人	13,782 件	9,748 百万円	
個人	(85,118)	(8,803)	(4,830)	
法人等	(16,181)	(4,979)	(4,918)	

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	(単位：千円)				
		道府県 住民税	事業税	市町村 住民税	地方法人 特別税
	農業経営基盤強化準備金	143,626	959,110	458,567	540,938
	農用地等を取得した場合の課税の特例	63,178	421,894	184,120	237,948

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	平成 28 年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画等に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は以下のとおりとなっており、本措置は、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用されている。			
	① 農用地			
	取得計画面積	8,445 (ha)	A	
	取得実績	6,123 (ha)	B	
	達成率 (B/A)	72.5%		
	② 農業用機械等			
取得計画台数	6,439 台	A		
取得実績	5,722 台	B		
達成率 (B/A)	88.9%			

前回要望時の達成目標	平成 35 年において、担い手が利用する農地面積の割合を 80% とする。
------------	---------------------------------------

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	担い手が利用する農地面積の割合 54.0% (平成 28 年度)
-----------------------------	----------------------------------

これまでの要望経緯	平成 19 年度 創設
	平成 21 年度 2 年延長・拡充
	① 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加 [法人税]
	② 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設 [所得税]
	平成 22 年度 拡充・縮減
	① 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加
	② 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外
	平成 23 年度 2 年延長・対象交付金の見直し
	平成 25 年度 2 年延長・対象交付金の名称変更
	平成 26 年度 対象交付金の見直し
	平成 27 年度 2 年延長・拡充・縮減
	① 対象者に認定新規就農者（個人）を追加
	② 対象資産に農業用の建物、器具・備品、ソフトウェア等を追加
	③ 環境保全型農業直接支援対策交付金を対象交付金から除外
④ 特定農業法人（農業生産法人以外）を対象から除外	
平成 28 年度 対象交付金の見直し等	
平成 29 年度 1 年延長	